

## 平成19年度第3回 大阪府都市計画公聴会の公述人の意見に対する考え方

公聴会において公述人から述べられた意見のうち、今回変更しようとする都市計画に関するものに対しての大阪府の考え方は次のとおりです。

### 北部大阪都市計画道路の変更

公述人	都市計画案に係る意見の概要	意見に対する大阪府の考え方
公述人A	<p>住宅地の真ん中を通る道路は反対ですが、この道路が無ければ成合地区は大渋滞を起こします。</p> <p>新しい道路計画についても、公害が発生する可能性があるため、有効な対策を行い、地区住民の将来を考えた良い道路を作って欲しい。</p>	<p>今回変更する区間については、既存住宅の地域分断の解消や周辺環境への配慮のため変更を行おうとするものです。</p> <p>道路の整備にあたっては、住宅地と整備後の道路の高低差を考慮するとともに、環境調査を基に環境予測を行い周辺環境に十分配慮した取組みを行うと事業者である高槻市から聞いております。</p>
	<p>新しい道路には、通学通園のため、安全な歩道の確保を願いたい。</p>	<p>都市計画道路の幅員は、両側に歩道を十分確保できる幅員としております。</p> <p>また、道路の整備にあたっては、関係機関と協議を行い通学路としての機能にも十分配慮した、安全、快適で利便性の高いものとなるよう検討すると事業者である高槻市から聞いております。</p>